

第17回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年1月23日（月） 午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県教育会館 303会議室
- 3 出席者
委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久、
滝口 宜彦、江野澤 均、平島 孝一郎、佐藤 光男、鈴木 正男、
小栗山 喜一郎、和田 一夫
専 門 委 員 北澤 直諒、齋藤 御津久、嶋津 圭一
水 産 課 篠原課長
大槻漁業調整班長、中川副主査
漁船漁業班 篠原主査、宇都主査
漁業資源課 石黒漁業資源課長
山田資源管理班長、武田副主査
水産事務所 銚子：永野所長、岡本主査
館山：小森所長、赤羽主査
勝浦：宮嶋所長、宮田副主査
水産総合研究センター
内山資源研究室長
事 務 局 玉井副技監、川合副主査
- 4 議事事項
 - (1) 千葉海区漁場計画について（諮問）
 - (2) 千葉海区漁場計画に係る公聴会の開催について
 - (3) 機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (4) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
 - (5) 第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置に係る協議について
 - (6) その他

5 審議経過

【玉井副技監】

皆さん、こんにちは。ただいまから第17回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、御多忙の中、第17回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、令和5年に入りまして初めての委員会となります。改めて本年もよろしく願いいたします。

さて、令和4年の銚子漁港の水揚げ状況は、前年に続きマイワシが好調だったことから、水揚げ量が23万7,000トンで、12年連続で日本一となりました。関係者の御努力の賜物であり、大変喜ばしいことと思います。

また、本格化した東京湾ののり養殖ですが、年内の出荷枚数は12月に入って拡大したクロダイによる食害の影響で前年比90%となりましたが、2月に向けて水温が低下するにつれ、食害は収まってくるものと思われまますので、今後の生産に期待したいところです。

本日の議案は、千葉海区漁場計画とそれに係る公聴会、しらうお船びき網漁業と小型機船底びき網漁業の制限措置等、すだて漁業の漁具設置についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【玉井副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨、連絡のありました委員は、佐久間委員、松本委員、坂本委員の3名でございます。委員定数15名のうち12名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、専門委員の田邊委員からも出席できない旨の連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により、石井会長にお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により私から指名します。黒沼委員と和田委員にお願いいたします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「千葉海区漁場計画について（諮問）」を上程いたします。

この後、事務局から朗読がありますが、漁場計画の内容につきましては、これまで小委員会で何度も説明があり、検討を重ねてまいりました。本日の朗読は、できる限り簡略にすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

御苦労さまでした。

続いて、本議案については、内湾地区、安房地区、夷隅・銚子九十九里地区の3地区で小委員会を立ち上げ、それぞれの地区の漁場計画（案）について検討を行いました。

本日は、各地区小委員会の検討結果について、委員からの報告をお願いいたします。

まずは、内湾地区について、江野澤委員から報告をお願いいたします。

【江野澤委員】

それでは、報告します。

内湾地区漁業権一斉切替小委員会において、担当委員で2月、6月、11月の計3回にわたり検討した結果について報告します。

県が示した漁場計画（案）における現行の漁業権からの変更点は、共同漁業権については、長期間資源や利用実態がなく、今後も利用が見込まれない漁業種類の見直し、富津地先の漁業権への固定式刺し網漁業の追加、区画漁業権については、漁場環境の変化により生産が困難となった天羽地先ののり養殖の漁業権の削除、組合合併のあった木更津と富津地先において、のり養殖の漁場の区域を有効利用するための漁業権の統合、木更津地先において組合自営事業を想定したのり養殖の漁業権の新設、木更津市牛込と新富津地先において、事業化のめどが立ったかき垂下式養殖の漁業権の新設、また、漁業権の条件として、すだて・のり養殖に係る海区委員会への施設設置協議の廃止などとなっています。

なお、定置漁業権、東京湾北部地区の短期漁業権については、現在の漁業権の内容から変更はありません。

県が示した漁場計画（案）は、現在の操業実態を踏まえつつ、今後の漁場の利用を見据え、のり漁場の統合や事業化のめどが立ったかき養殖の漁業権を新たに追加するなど、漁場を適切かつ有効に活用していこうとするものであり、小委員会として適当であると判断しました。

以上です。

【石井会長】

ありがとうございました。

次に、安房地区について、鈴木会長代理から報告をお願いいたします。

【鈴木会長代理】

安房地区より御報告いたします。

安房地区漁業権一斉切替小委員会において、担当委員で3月、6月、11月の計3回にわたり検討した結果について報告します。

県が示した漁場計画（案）における現行の漁業権からの変更点は、1つ目として、

共同漁業権については、長期間資源や利用実態がなく、今後も利用が見込まれない漁業種類の見直し、2つ目として、区画漁業権については、収益性や人手不足により、今後、生産が見込まれない地区のあわびやわかめ養殖の漁業権の削除などとなっています。

なお、定置漁業権については、現在の漁業権の内容から変更はありません。

県が示した漁場計画（案）は、現在の操業実態を踏まえつつ、今後の漁場の利用を見据え、漁場を適切かつ有効に活用していこうとするものであり、小委員会として適当であると判断しました。

以上です。

【石井会長】

ありがとうございました。

次に、夷隅・銚子九十九里地区について、小栗山委員から報告をお願いいたします。

【小栗山委員】

夷隅・銚子九十九里地区より報告します。

夷隅・銚子九十九里地区漁業権一斉切替小委員会において、担当委員で4月、6月、11月の計3回にわたり検討した結果について報告します。

県が示した漁場計画（案）における現行の漁業権からの変更点は、共同漁業権については、長期間利用実態がなく、今後も利用が見込まれない漁業種類の見直し、九十九里地先において、漁場の区域を有効利用するための漁業権の統合などとなっています。

なお、区画漁業権については、現在の漁業権の内容から変更はありません。

県が示した漁場計画（案）は、現在の操業実態を踏まえつつ、今後の漁場の利用を見据え、共同漁業権の漁場の統合など、漁場を適切かつ有効に活用していこうとするものであり、小委員会として適当であると判断いたしました。

以上です。

【石井会長】

ありがとうございました。

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【大槻班長】

説明概要：令和5年度に一斉切替となる漁業権に係る千葉海区漁場計画について、各地区小委員会で了解を得た素案のとおりの内容で諮問するもの。

【石井会長】

どうもありがとうございました。

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了します。

なお、本議案の採決につきましては、漁業法第64条第5項の規定により、事前に公聴会を開き、利害関係人の意見を聞く必要がございます。したがって、本議案の採決は、後日開催する公聴会の後に行いますので、御了承願います。

次に、第2号議案「千葉海区漁場計画に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

説明概要：第1号議案に係る公聴会の開催について協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉海区漁場計画に係る公聴会の開催について」の原案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案のどおり可決・決定いたします。

なお、本件は公示する必要があるのですが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【宇都主査】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和5年4月30日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。本田委員。

【本田委員】

7ページの操業区域の2のところですが、操業区域の中に共同漁業権の区域があるのですが、昭和38年9月1日免許の区域というのをいまだに区域として指定しないといけない理由は为什么呢。更新する次の免許をかけるような気もするんですけど、昭和38年から全然変わっていないと思いますが、何か理由があるんですか。それを教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【宇都主査】

漁船漁業班の宇都です。

御質問の昭和38年免許の共第311号については、今の漁業権の区域でいいますと、共第62号の一部に当たる区域になります。ただ、現在の共第62号は昭和38年免許の共第311号よりも沖合に広い区域が設定されています。

操業区域については、しらうおの操業実態は地元調整が整った区域について操業区域を随時見直してきた経緯がございまして、操業区域2については、今の共同漁業権62号ではなくて、実際の操業実態に近い昭和38年の共同漁業権311号を、区域としてずっと使っている状況がございまして。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

ということは、要するに今の漁業権区域に合わせると、沖まで出てしまうところが調整できていないから、沖出ししないような区域でずっとやっているという説明だったと思うんですけど、昭和38年の区域はどうやったら調べられるのですか。許可証に書いてあったらそうやらないといけないですけど、昭和38年の区域ですと書かれていて、超えていますよと言われても、それはどこに書いてあるかという話になると

思うんですけど、そこはどういうふうに考えたらよろしいのですか。

【石井会長】

水産課、よろしいですか。

【宇都主査】

漁船漁業班の宇都です。

今回、許可証をお配りするときに共第311号がどの範囲であるかというのを一緒に紙を添付するなどして示しながら、区域の説明をしていきたいと思っております。

また、今後については、分かりやすい表記でほかに書き方がないかということも含めて検討したいと思います。

【石井会長】

本田委員、よろしいですか。

続いて、そのほかに何か御質問、御意見等。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

この漁業は複合漁業であることは理解しているつもりですが、たしか、シラウオとシラスを混獲している形だと思うんです。特に海匝で、このところ漁獲量、漁獲金額ともに数字が激減しているんです。10年前はかなりの量を採られていた記憶があるんですけども、このところで資源というのはどういう変動で動いているのか教えてください。最近の話では、福島で山のようにシラスが獲れたという話があったような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

【石井会長】

漁船漁業班。

【宇都主査】

漁船漁業班の宇都です。

まずシラウオの資源状況ですけれども、本県で漁獲しているのはイシカワシラウオ

になります。これについては、震災以降、平成23年以降は激減しておりまして、漁獲量としては非常に減っていて、今日、御紹介させていただいた9ページの漁獲量のうちシラウオの漁獲量は非常に少なくなっているというのが現状になります。

また、混獲しているカタクチイワシの稚魚、シラスですけれども、こちらについてはまき網などによる水揚げも低調でして、本県についてはカタクチイワシ自体の資源が非常に減少している状況がございます。また、それに伴ってシラスも漁業者に聞き取りなどしたところ、沖合を通って行ってしまうと。なかなか岸に寄らないという話も聞いていますので、資源の状況としては回復してきていないと考えます。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。それで、先ほどの本田委員の御質問と関係してくるんですけども、今、沖合のほうも少し寄ってしまっているという話ですが、それを少し広げることにはできないでしょうか。

【石井会長】

漁船漁業班、どうぞ。

【宇都主査】

基本的にこの漁業はシラウオを獲るための漁業ですので、基本的に岸近くで操業することになっています。多くの方は1そうびきで操業されていますので、沖合で網が届かないこともありますので、シラスを獲るために区域拡大というのは今、考えていないです。

【石井会長】

黒沼委員。

【黒沼委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

続いて、ほかに何か御質問、御意見等。

【清水会長代理】

1つ確認をしたいんですけども、先ほど許可更新に当たって聞き取りしたという話は教えていただいたんですけども、今回、操業区域2のところでは1隻減っているのは恐らく認可船が減ったんだと思っているんですけども、許可更新を希望する人の数というのは、今回の件数で満たされているんですか。

【石井会長】

漁船漁業班。

【宇都主査】

今回、10隻あったところが9隻の申請希望が上がってきております。具体的には認可ではなく許可が1隻もうやらないということで、今回更新しないことになっています。

10隻については、もともと定数というのを定めていた漁業でして、今の漁業法改正後は定数という考えはなくなっているんですけども、許可方針上で許可の上限というのを定めていまして、14隻をこの地区については上限と決めておりますので、新規でやりたい方は、14マイナス9で5隻分ぐらい余裕がある状況です。

【清水会長代理】

分かりました。

【石井会長】

ほかに何か御質問等ございましたら。

ほかに御質問等ございませんので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案、「機船船びき網漁業（しらうお船びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いします。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【宇都主査】

説明概要：平成19年度以降、アサリの外敵生物であるツメタガイの採捕を目的に、東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域として許可されてきた手繰第3種漁業について、

制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

1つだけ確認で教えてください。

23ページが一番下に附則がついていて、2番の文章の3行目ですけれども、「その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する」と書いてあるんですが、これはたしか既に満了しているはずだと思うんです。満了しているものをここに記載しておく必要があるんでしょうかということです。よろしくお願いします。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【宇都主査】

漁船漁業班の宇都です。

附則2の書き方の御質問ということでよろしいでしょうか。

【黒沼委員】

はい。

【宇都主査】

附則2は、令和2年12月1日に許可方針を見直したんですけれども、その時点でほかの底びきの通常の許可と同じように、今回のツメタガイのような短期の許可についてもこの期間の満了まで効力を有しますということで記載しました。

【石井会長】

お願いします。

【大槻班長】

補足させていただきます。附則2の規定は方針をつくった令和2年12月に一緒に定めたものでして、漁業法改正で許可漁業の期間というのは3年から5年に延びたところですが、例えば漁業法改正の直前ぐらいに認可だった方が法改正後に許可になったときというのは、法律の規定だとそこから5年間許可になるんですけど、千葉県としては、許可更新時期をそろえたいので、法改正後に認可から許可になったような方も、ほかの底びきの方と同じように一定の期間に許可が終わりますという効力を残すために2の規定を残したところです。

【石井会長】

黒沼委員、どうですか。

【黒沼委員】

ありがとうございました。私の認識が間違っていたらなんですけれども、これは既に有効期間というのは終わっていたような記憶があるんですけども、それでもこれを残しておく必要があるということですか。

【石井会長】

水産課。

【大槻班長】

今となっては許可が全部切り替わってしまえば空振りの規定になってしまうんですが、法改正後、今のスキーム全部が移行するまでの間は、この規定がないとそこから5年間許可をしなければいけなくなりますので、ここで残した形になりまして、附則は無効になった部分もずっと残っていくものですから、法改正当時、必要だったけれど、これからは必要がなくなっていく規定と捉えていただければと思います。

【黒沼委員】

分かりました。ありがとうございます。

【石井会長】

そのほかに何か御質問、御意見等ございませんか。

ほかに御意見等ないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

なお本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第5号議案「第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【川合副主査】

（朗読）

説明概要：漁業権免許に条件が付されている第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置について、金田漁協の設置位置等について協議するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案、「第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置に係る協議について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題（6）の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5の「その他」ですが、皆様、何かありますか。

特になければ、漁業資源課から報告をお願いいたします。

【山田班長】

（クロマグロの期間別（令和5年1月から3月）の配分量について報告）

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたら、お願いします。何かございませんか。和田委員、どうぞ。

【和田委員】

今、どのぐらい使っているかというのは分からないですか。

【石井会長】

漁業資源課。

【山田班長】

それぞれの地区ということによろしいですか。

【和田委員】

それぞれの地区と、あと大型と。

【山田班長】

1月20日時点の概数になるんですけども、小型魚につきましては、枠63トンのうち実績が50.1トンで、消化率は大体61%ぐらいになります。漁船漁業等につきましては、枠64.1トンのうち実績が38.3トンで、消化率は29%、定置漁業は18.5トンのうち実績11.8トンで、消化率は64%ぐらいになります。

大型魚につきましては、59.4トンのうち実績が20.9トンで、消化率は35%、漁船漁業は54.6トンのうち実績が19.5トンで、消化率は36%になります。定置漁業は4.8トンの枠のうち実績が1.4トンでして、消化率は30%ぐらいになります。

【和田委員】

かなり残っているわけですか。

【山田班長】

そうですね。漁船漁業等ですとさっきお話ししたとおり、銚子地区で小型魚が9割ちょっと手前ぐらいというところで、ほかの地区も随時積み上がっておりますけれども、そこまで乗っていないと思います。

【和田委員】

それを銚子のほうへ回してもらえないことにはできないですか。

【山田班長】

以前、御説明したことがあると思うんですけども、各地区での融通が可能な仕組みにはなっていますので、規模調査等をした上で回すことは可能だと思うんですけども、まずは県の留保分の放出ということで、銚子地区には先ほどお話しした数量が、

今、配分されております。

【和田委員】

ほかは消化率が悪いのに余計行っていて、銚子は消化率がいいのにどうして。そこから辺の融通はできないですか。

【山田班長】

もともとの配分比率で数量を割り振りますので、最初に割り振る分については決まった数量になってしまいますけれども、地区ごとに相談して、やり取りをしていただくということになってございます。

【石井会長】

よろしいですか。

【和田委員】

はい。

【石井会長】

ほかになにか御質問等ございますか。

ほかにはないようですので、会議次第5の「その他」を終了し、会議次第6の「事務局連絡事項」に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第17回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後3時7分 閉会